



伊丹市マスコット たみまる

伊丹市 地域福祉計画(第3次)

令和3年(2021年)～令和10年(2028年)

概要版

itami
伊丹市

1 地域福祉計画（第3次）の策定にあたって

地域福祉～全世代の福祉を意識した地域丸ごとのまちづくり～とは？

地域福祉とは、地域に暮らす誰もが人間としての尊厳を持ち、地域の一員として、豊かな生活が送れるよう、行政や社会福祉協議会をはじめ、地域住民や地域団体、事業所など、地域社会を構成するさまざまな主体が協力し合って、ともに生き、支え合う地域社会をつくっていかうとする取り組みや仕組みづくりのことをいいます。

これは、一度つくったら終わりというものではなく、市民自らが自分のまちをつくるといった自治性や地域の福祉力を高めていく不断の取り組みでもあります。

伊丹市では、住民と専門職が生活上のさまざまな福祉的ニーズを協議し、解決できる場として小学校区ごとに「地域福祉ネット会議」の整備を進めてきました。また、地区ボランティアセンターの設置や地域自治組織の設立、地域のニーズを反映した地域ビジョンの策定などを進め、身近な地域でさまざまな福祉課題を解決できる体制作りに取り組んでいます。

「地域福祉ネット会議」とは…

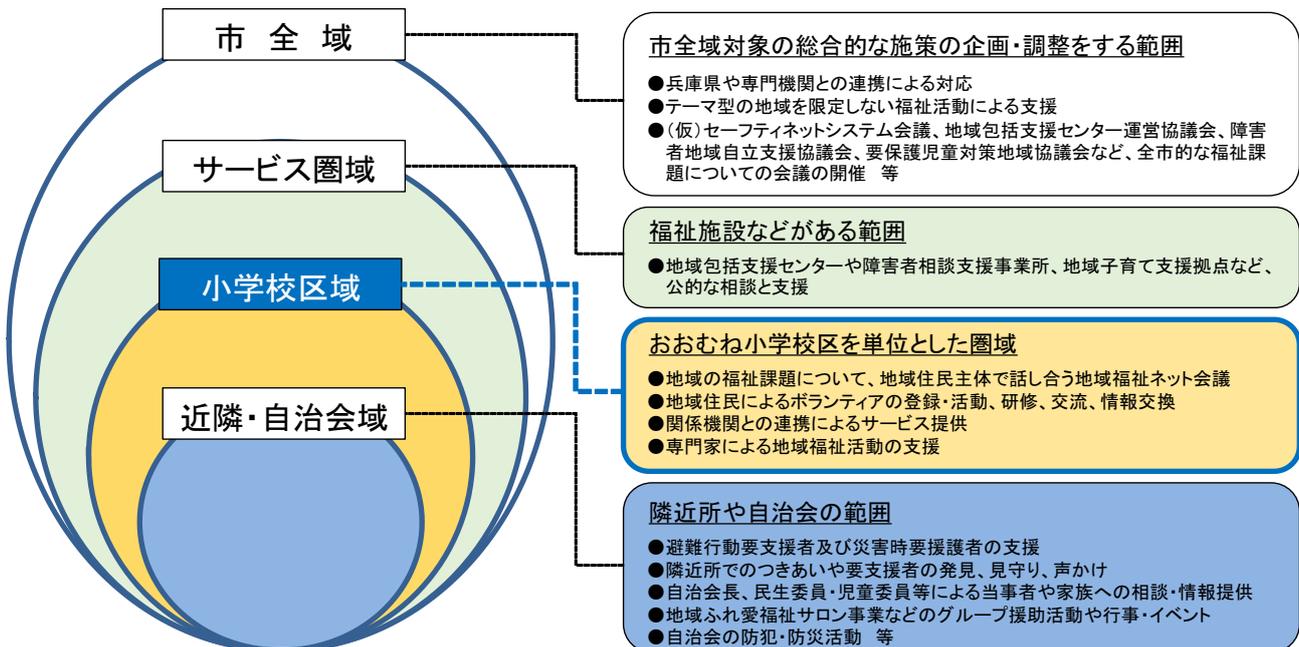
MEMO

高齢者や障がいのある人などの福祉課題について、地域住民主体で考え、話し合う場です。第1次計画からの事業において各小学校区での設置が進められ、16小学校区に設置されています。



伊丹市の「地域における協議の場」の全体像については [P.5を参照](#)

■伊丹市の重層的な圏域設定のイメージ



地域福祉計画（第3次）策定の背景

近年、急速な少子高齢化の進展や経済・雇用などの社会構造の変化、個人の価値観の多様化に伴って、地域の人と人とのつながりが希薄化しており、高齢者世帯の増加や地域福祉の担い手の減少、経済的困窮、社会的孤立といった新たな社会問題が生じています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、従来の支援の在り方に変容を迫るとともに、上記の社会問題を加速度的に進行させています。頻発する災害への備えも踏まえ、どんな時でもつながりを断ち切らせず支え合う共生のまちづくりが必要です。

国においては、SDGsの採択や、社会福祉法の改正において「地域共生社会」実現の方針や重層的支援体制整備事業の創設が打ち出されました。

本市では、まちの将来を見据えた上で地域を取り巻く情勢に対応していくため、新たに重層的支援体制整備事業に向けた取り組みも含めた、地域福祉推進の指針となる、伊丹市地域福祉計画（第3次）を策定しました。

【重層的支援体制整備事業における3つの支援の内容】

I 相談支援

- ①高齢者、障がい者、子ども、困窮等の本人・世帯の属性にかかわらず受け止め、各制度等を一体的に提供する包括的な相談支援
- ②複合課題を抱えるケースに対し、関係機関の役割等を調整するなど多機関が協働した支援
- ③必要な支援が届いていないケースに訪問等による継続的な支援

II 参加支援事業

- ①既存の取り組みでは対応できない狭間のニーズに対応するため、本人のニーズと地域の資源とのマッチングや必要な資源を開発し、社会とのつながりを回復する支援

III 地域づくり事業

- ①高齢者や、障がい者、子ども、困窮などによる地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援
- ②地域における、以下の場・機能の確保
 - (1)住民同士が出会い参加することのできる場や居場所
 - (2)支え合う関係性をつくり、交流や活躍の場を生み出すコーディネート機能



地域福祉計画（第3次）の期間

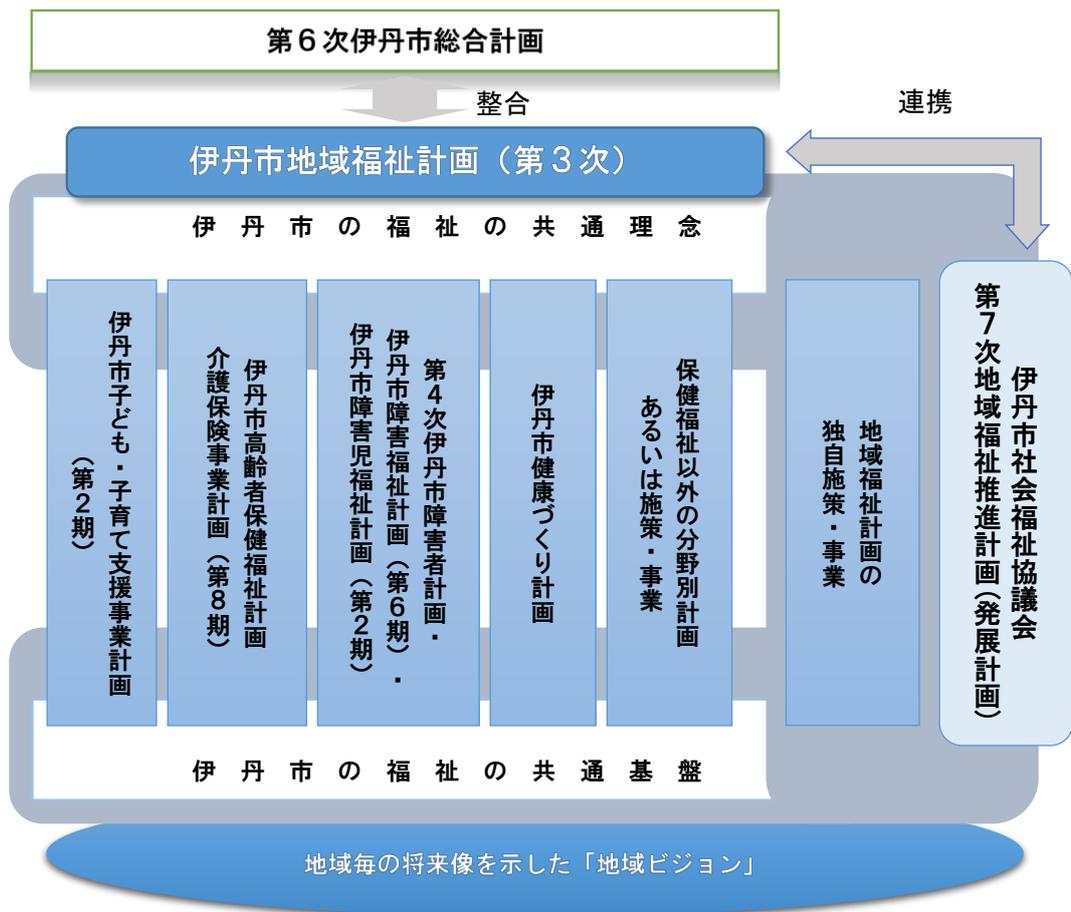
この計画の期間は、令和3年（2021年）度から令和10年（2028年）度の8年間とし、中間年となる4年後に見直しを実施します。

地域福祉計画の位置づけ

この計画は、社会福祉法第107条に規定される市町村地域福祉計画であり、「第6次伊丹市総合計画」を上位計画としています。

また、この計画は各分野別計画における、地域福祉推進の取り組み方向を示す基盤計画であり、分野別計画の推進にあたって本市の福祉の共通理念ともなる上位計画でもあります。さらに、市社会福祉協議会の発展計画とも連携し、市民、地域団体、福祉サービス事業者、関係機関などが主体的に、あるいは相互に協働しながら進めていくための基本的指針となるものです。

■ 地域福祉計画と他計画との関係



2 地域福祉計画（第3次）のめざすところ

地域福祉計画の理念

「共生福祉社会」は、すべての市民が住み慣れた地域の中で、人としての尊厳を持ち、いきいきとそれぞれの個性を発揮しながら、ともに支え合うことで、自立・自律した生活が送れるような社会を表すものです。「共生福祉社会」は、国が提唱する「地域共生社会」の内容を含んだ本市独自の考え方であり、本市がめざすべき社会として、第1次計画から引き続き理念に掲げます。

■ 計画の理念 ■ 共生福祉社会の実現

計画の理念の4つの柱

福祉文化の創造

福祉課題を「私のこと」と捉えることのできるような文化（気風）をつくっていきます。

ともに生きる社会づくり ソーシャルインクルージョン

人をカテゴリー分けせず、お互いの人権を尊重し合いながら市民がともに生きていけるような社会をめざします。

地域で自立・自律した生活を営むことができるまちの実現

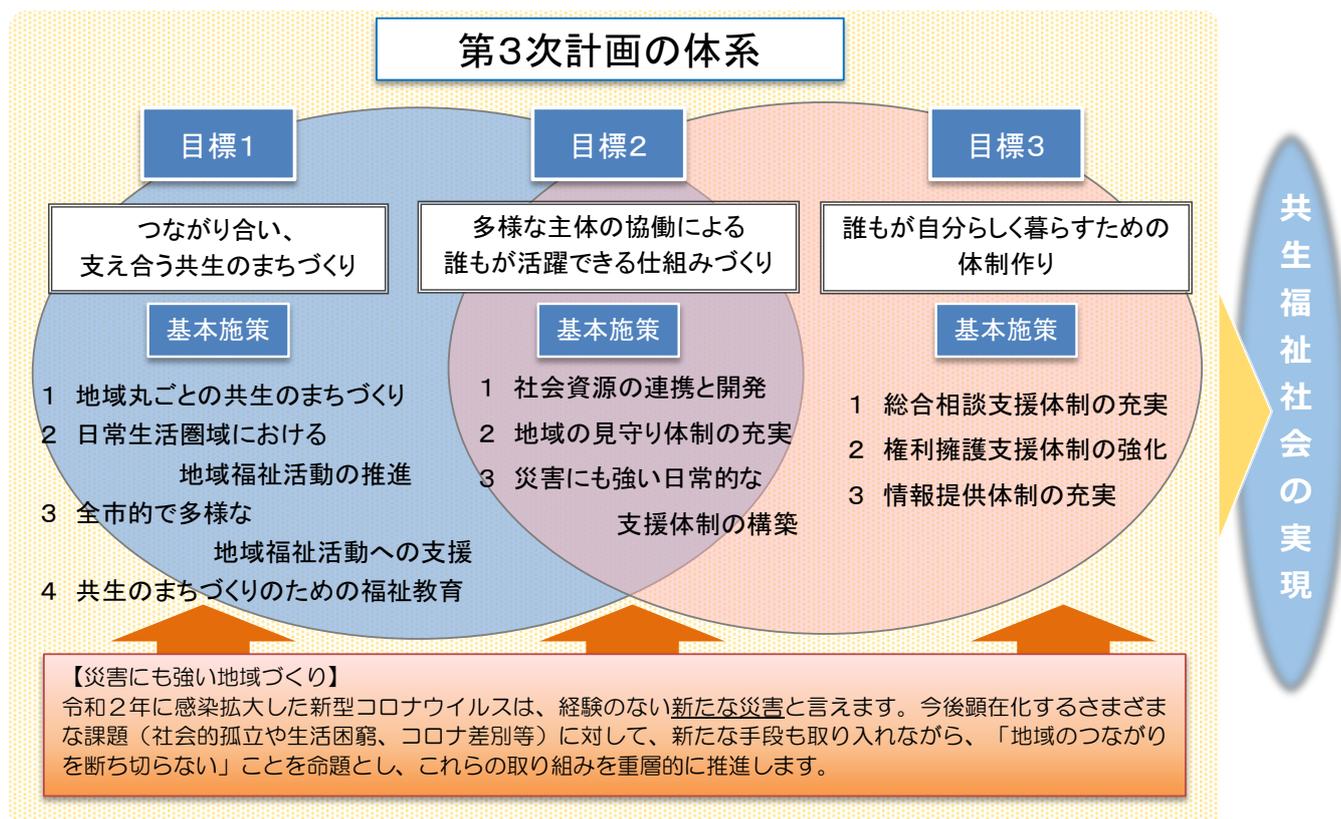
自分自身の意思や思いに基づいて自己選択や自己決定を行い、地域社会において市民としてごく当たり前に行き渡ることができるまちの実現をめざします。

市民主体に基づく市民・専門職・事業者・行政の協働

市民を地域福祉推進の主体と位置づけた上で、市民、専門職、事業者、行政が協働して地域福祉を創造していくことをめざします。

計画の体系

理念である「共生福祉社会の実現」をめざし、計画の体系を次のように設定します。



地域における協議の場

MEMO

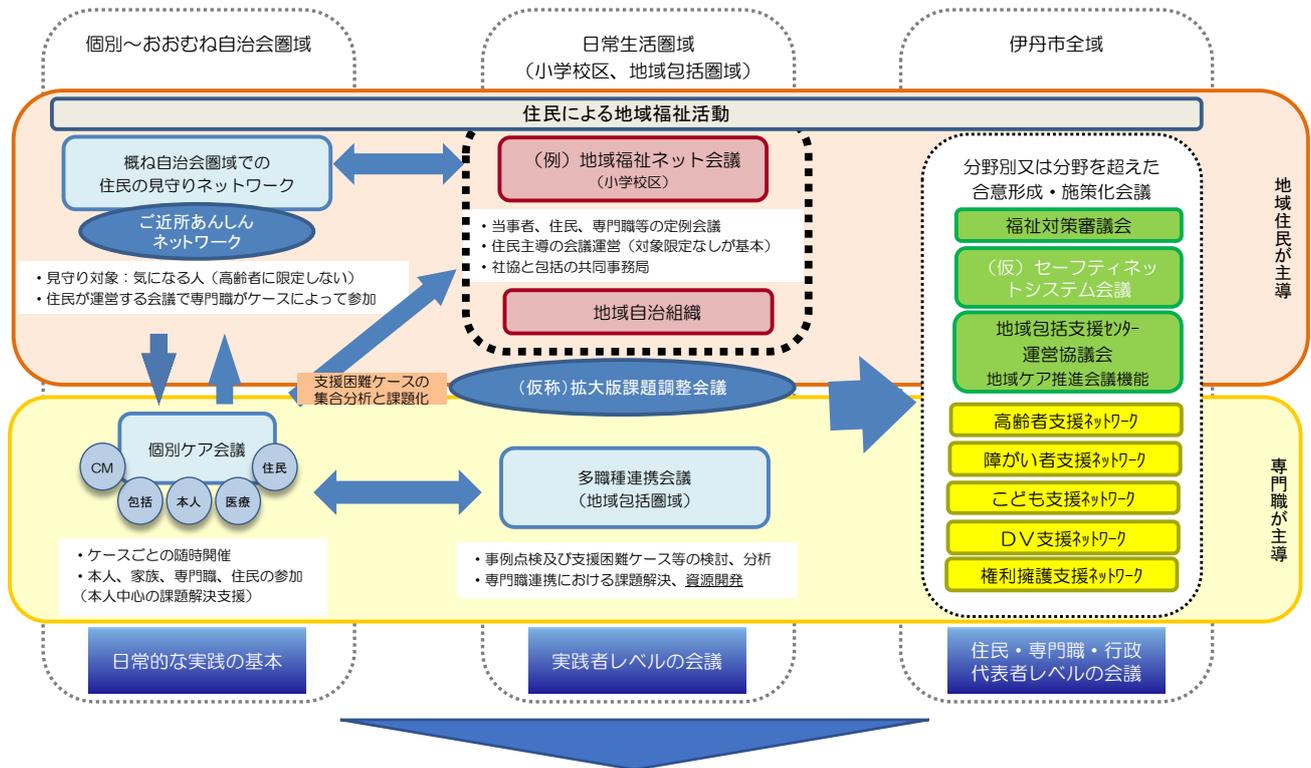
伊丹市においては、圏域ごとに地域住民や専門職を主体とした協議の場をもち、それぞれが連携し合いながら重層的な支援のネットワークを形成しています。

地域における協議の場には「地域福祉ネット会議」などがあります。



住民主体で、最も身近な圏域において住民同士の見守りや声かけを行い、日常生活圏域において地域福祉ネット会議や地域自治組織の活動により地域福祉課題の解決に取り組み、市全域では地域福祉の合意形成・施策化会議を行い、それぞれの協議の場で専門職が協働しながら地域福祉を推進しています。

■官民の協議の場の全体像



地域福祉ネット会議や地域自治組織等の「地域における協議の場」を活用して地域福祉を推進

3 計画の理念と目標達成のための主要な取り組み



目標

1

つながり合い、支え合う共生のまちづくり

どんな状況にあってもつながりを断ち切らせず支え合い、誰もが安心していきいきと暮らすために、地域福祉や人権などについての正しい理解にもとづく「まちづくり」を実践します。また、地域福祉活動の新たな担い手像の形成、地域福祉活動の活性化とつどいの場づくりといったコミュニティの基盤強化を図りながら、多様な協働と参画による、地域丸ごとの地域福祉活動を推進します。

基本施策 1 地域丸ごとの共生のまちづくり

地域住民が主体となって地域の福祉課題の解決に向けて話し合う場の充実や、これまでの「支える側」「支えられる側」という枠組みにとらわれない多様な主体の参画の促進、誰もが参加でき多様性を認め合えるつどいの場づくりを通して、地域丸ごとで支え合う共生のまちづくりを進めます。

1 住民主体の
「話し合い」と
「助け合い」の充実

- ★ (仮) 地域支援コーディネーターの配置
- ★ 住民主体の協議の場の充実
- ★ 住民主体の協働の場の充実

2 多様な主体による
地域活動の促進

- 市民活動と地域福祉活動のマッチング
- 地域福祉活動の多様な担い手の育成

3 つどいの場の充実

- 多様なつどいの場づくりの推進
- つどいの場の活性化

★は、重層的支援体制整備に向けた取り組みであることを表しています。

P.12 を参照



基本施策2 日常生活圏域における地域福祉活動の推進

もっとも身近な圏域において、地域福祉活動を活性化させるために、福祉サービスや制度、施設などを充実させるだけでなく、地域福祉を担う人や組織を支援します。

1 地域福祉の コミュニティづくり

- 地域ビジョン策定支援
- 地域自治組織などによる地域福祉活動の促進と支援

2 地域福祉活動の 活性化

- 小地域福祉拠点（地域福祉ネット会議等）における総合的な支え合いの仕組みづくりの推進
- 地区ボランティア活動を通じた地域の福祉力の強化

基本施策3 全市的で多様な地域福祉活動への支援

共生福祉社会を実現するために、地域福祉活動団体やボランティアグループ、NPO 法人などによるインフォーマルサポートへの支援を行い、公的な福祉サービスと協働することによって、複雑・多様化する福祉ニーズに応じていきます。



1 人材育成と組織支援

- 当事者組織（セルフヘルプグループ）の支援
- 事業者（企業）等における地域貢献の促進
- 地域福祉活動の多様な担い手の育成（※再掲）

2 福祉的な視点を 盛り込んだ 市民活動の促進

- ボランティア・市民活動センターの強化
- ボランティア講座の開催と実践の場の提供

基本施策4 共生のまちづくりのための福祉教育

世代や属性に関わらず社会参加でき、誰もが受け入れられるまちづくりをめざし、人権教育や福祉教育に取り組みます。

1 福祉教育の充実 （ソーシャルイン クルージョンの形成）

- 福祉学習の環境支援・仕組みづくりの強化
- 障害や障がいのある人に対する理解の促進
- マイノリティに対する理解の促進



多様な主体の協働による

誰もが活躍できる仕組みづくり

目標

2

日常においても災害時においても、支援を必要とする人を適切な支援に結び付けるため、地域での見守り体制強化や、「協議（話し合い）」「協働（助け合い）」を促進する仕組みづくり、社会資源の調整を行います。そして、新たな社会資源の開発や、必要な資源に人々を結び付けるコーディネート機能を充実させ、だれもが地域社会とつながり、「社会参加」できるよう支援します。



基本施策 1 社会資源の連携と開発

複雑・多様な福祉ニーズに対応するため、保健・医療・福祉分野をはじめ、その他多様な主体のネットワークづくりと、新たな社会資源の開発を進めます。

1

多様な主体による 連携促進

- 多様な主体の連携による地域福祉活動の推進
- 各種事業と生活支援コーディネーター・コミュニティワーカーの連携

2

社会資源をつなぐ 仕組みづくり

- ★（仮）参加支援コーディネーターの配置
- ★ 民間企業等の社会資源の活用

★は、重層的支援体制整備に向けた取り組みであることを表しています。

P.12 を参照

基本施策2 地域の見守り体制の充実

地域での見守り活動や支え合い活動を支援し、市民一人ひとりが地域で支え合う関係づくりを進めます。

1

地域での見守り・
支え合い体制の充実

- 「ご近所安心ネットワーク」事業の推進
- 多様な担い手による地域の見守り活動の促進と強化

2

日常生活における
安全確保のための
支援

- ひとり暮らし高齢者等の安全確保の検討
- ★ 住民主体の協働の場の充実（※再掲）
- つどいの場の活性化（※再掲）

基本施策3 災害にも強い日常的な支援体制の構築

災害時における支援体制を充実させるとともに、「顔の見える関係」づくりによる日常からの防災対策のまちづくりを行います。また、新たな災害として感染症の拡大を捉え、地域での人と人がつながる活動が継続できる方策を検討します。

1

地域における
要援護者の
支援体制づくり

- 避難行動要支援者支援制度の推進
- 災害ボランティアセンターの設置等

2

日常からの
顔の見える関係づくり

- 地域での支援体制づくり

3

災害時における
合理的配慮

- 避難所における環境整備

4

防災意識の醸成

- 防災をテーマとしたワークショップの開催

5

感染症等に対する備え

- 感染症に対する情報発信
- ICTの活用





誰もが自分らしく 暮らすための体制づくり

目標

3

誰もが地域社会でいきいきと自分らしく暮らせるよう、市社会福祉協議会や地域団体等と連携し、必要な時に必要な福祉サービス等が受けられるよう、情報提供や相談支援体制、権利擁護支援体制の強化など、誰もが自分らしく暮らせる仕組みづくりを進めます。

基本施策 1 総合相談支援体制の充実

各関係機関の連携強化を図り、さらに福祉の専門職でない関係機関や団体も含めた緩やかなネットワークを形成し、包括的に受け止められる総合相談支援体制を構築します。複雑・複合的な課題を抱える人や制度の狭間に置かれた人、自らSOSを発信しづらい人などを、もらすことなく必要な支援や社会参加につながる体制づくりを推進します。

1 連携による 総合相談支援体制の 構築

- ★（仮）相談支援コーディネーター等の配置
- ★相談支援包括化ネットワークの構築
- ★（仮）セーフティネットシステム会議の開催
- 生活困窮者自立支援事業の強化

2 身近な地域での 相談体制の充実

- ★地域での相談支援体制の整備
- ★伴走型支援の推進
- 当事者や家族等が相談しやすい体制の充実

★は、重層的支援体制整備に向けた取り組みであることを表しています。 P.12 を参照



基本施策2 権利擁護支援体制の強化

成年後見制度をはじめとする権利擁護支援体制の強化を行うとともに、総合相談支援との連携を推進します。また、虐待や差別等により権利を侵害された状態を救済するとともに、市民一人ひとりの権利擁護意識を高めていきます。

1

権利擁護支援体制の強化

- 伊丹市福祉権利擁護センターの運営
- 地域連携ネットワークの構築
- 虐待防止・予防と対応の充実

権利擁護のためのネットワークづくり

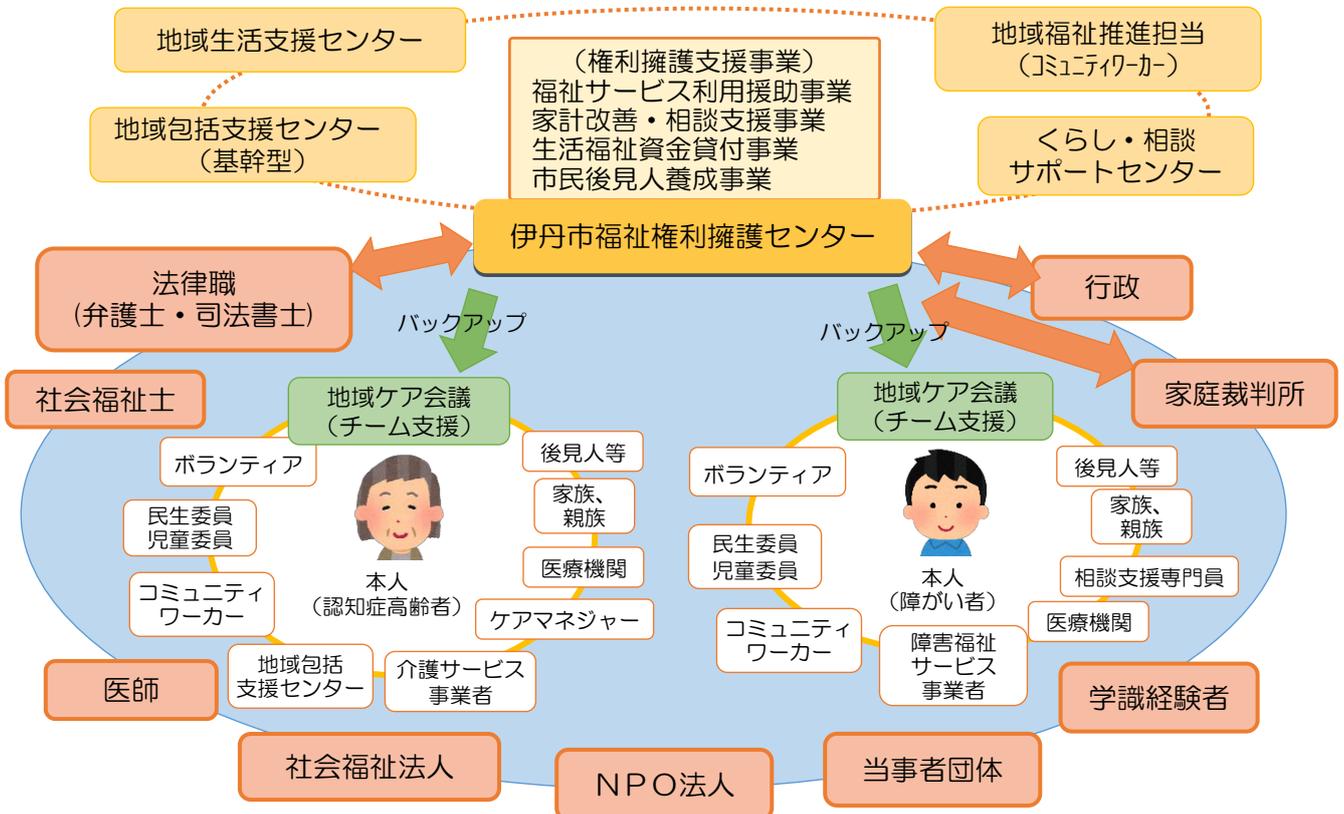
MEMO

「地域連携ネットワークの構築」という事業においては…



伊丹市成年後見制度利用促進委員会を設置し、法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進めます。

■ 権利擁護支援における地域連携ネットワーク図



(出典)伊丹市社会福祉協議会 第7次地域福祉推進計画(発展計画)

基本施策3 情報提供体制の充実

保健・福祉に関する情報を、必要とする人へわかりやすく提供する体制整備や、障がいのある人や高齢者、外国人などに情報格差が生じないように、情報提供のバリアフリーを推進します。

1	わかりやすい情報の提供と活用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報提供ツールの拡大と提供情報の活用促進 ● 情報のバリアフリー化の推進
2	情報発信機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 地区社協等や地域自治組織の情報収集・発信機能の充実 ● 情報発信の充実と連携

★重層的支援体制整備に向けた取り組み

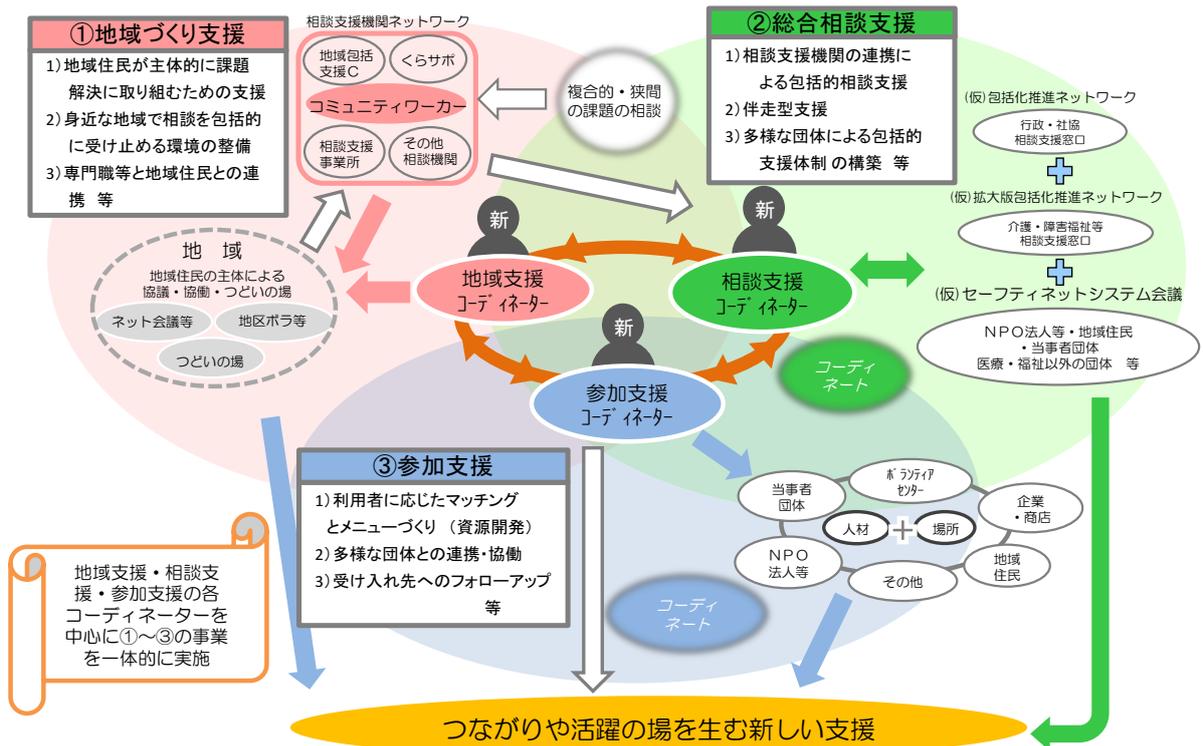
M E M O

令和3年（2021年）度より新たに創設される「重層的支援体制整備事業」は、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を越えて、地域の各分野が連携することにより、さまざまな資源を最大限に活かし、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的な地域や社会をつくることをめざすものです。



新たに、地域支援、参加支援、相談支援のためのコーディネーターを配置し、「地域づくりに向けた支援」、「断らない相談支援」、「参加支援」の3つの支援を一体的に行い、地域住民の複雑・複合化したニーズに対応する包括的な支援体制を構築します。

重層的支援体制の整備に向けた取り組みのイメージ図



4 計画を実効性のあるものにするために

計画の推進体制

庁内の推進体制の強化

地域福祉計画の推進にあたっては、総合的な取り組みが必要となるため、地域の実情や地域福祉活動に理解を深めるための職員研修を充実するとともに、関係各課の連携・調整機能を果たす「地域福祉計画庁内推進会議」を実施し、それぞれの事業についての検討、問題の共有、検証を行うなど、計画の全庁的な推進を図ります。

地域と相互に連携・協力する仕組みづくり

地域福祉計画が実効性のあるものとなるよう、さまざまな機会を活用した地域住民への啓発を行います。

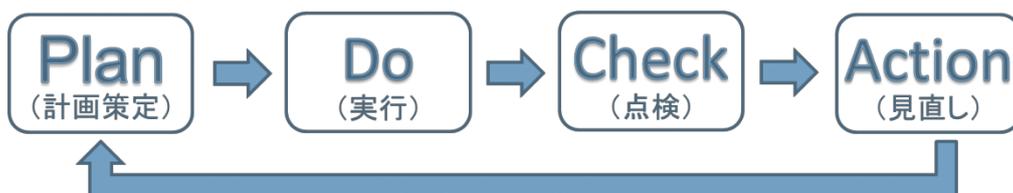
また、地域の実情や活動の状況等を踏まえた主体的な取り組みとなるよう、行政をはじめ社会福祉協議会、社会福祉法人、地域住民や地域団体、NPO法人やボランティア団体、企業や商店など、地域社会を構成するさまざまな主体が地域社会の一員として、相互に連携・協力する仕組みづくりを推進します。

計画の進行管理

地域福祉計画の推進にあたっては、「地域福祉計画庁内推進会議」とあわせて、「(仮) 共生福祉社会推進会議」において、計画に基づく事業の進捗状況を毎年度把握していきます。

その結果について、「福祉対策審議会」に報告し、点検・協議していただくとともに、市ホームページに掲載し、広く市民に公表することにより、市民と一緒に計画策定、実行、点検、見直しというPDCAサイクルに基づく進行管理に努めます。

また、次期計画の策定に際しては、毎年度の主要施策や主な取り組みの評価を踏まえた総括を行うとともに、国の制度や政策動向に応じて主要施策・事業の見直しを検討するなどの施策評価を行い、次期計画へと反映します。



伊丹市地域福祉計画（第3次） 概要版

令和3年（2021年）3月発行

編集・発行 伊丹市 健康福祉部 地域福祉室 地域・高年福祉課

〒664-8503 伊丹市千僧1丁目1番地

電話：072-784-8099 FAX：072-784-8036

URL：<http://www.city.itami.lg.jp/>

伊丹市

地域福祉計画(第3次)

令和3年(2021年)～10年(2028年)度
概要版



伊丹市マスコット ヒコまる